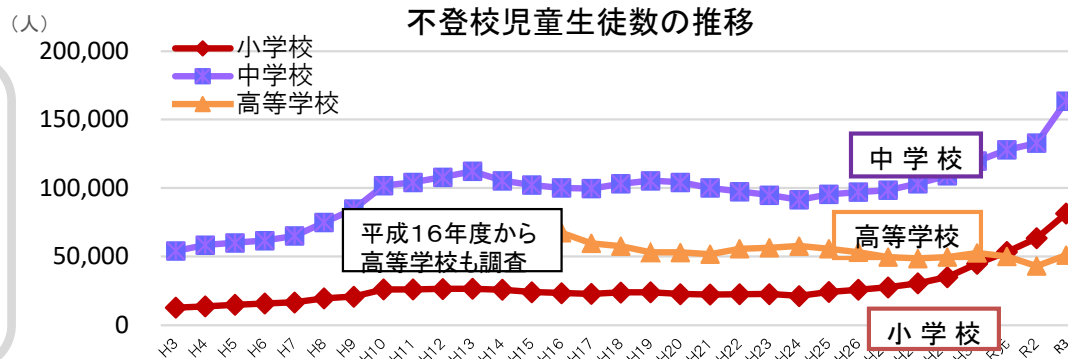


◆ 不登校の現状

- 小・中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、令和3年度は過去最多の約24.5万人となっており、深刻な状況。そのうち、学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち90日以上欠席している者が約4.6万人。
- 小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校81,498人（77人に1人）、中学校163,442人（20人に1人）、高等学校50,985人（59人に1人）となっており、合計で、295,925人（前年度239,178人）。



◆ 不登校児童生徒への主な支援

文部科学省

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することで、誰一人取り残さず学びを保障する

・不登校増加要因の詳細分析

文部科学省設置の「不登校に関する調査研究協力者会議」において不登校が急増している要因についての深掘り分析を実施し、対策を検討

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進 (R3:1,634施設(R2:1,579施設))

・不登校特例校の設置の促進

不登校児童生徒を対象とした、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校(不登校特例校)を各都道府県に少なくとも1校以上早期に設置されるように推進 (R4開校数:21校)

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

・オンラインも活用した教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、従来のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対面での支援に加え、オンライン等を活用したアウトリーチ型の相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる。また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

教育機会確保法等の下で、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進

こども家庭庁

全てのこどもへの居場所づくり等のなかで、不登校のこどもへの居場所の確保や、アウトリーチのきっかけをつくる

・多様な居場所づくりの推進

NPO等とも連携し、こどもたちの様々な居場所づくりを推進し、不登校のこどもも含む全てのこどもの育ちを保障することで、セーフティネットの確保や、必要に応じて教育委員会等と連携してアウトリーチへつなげる

・潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進

潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業を実施